

# 一般社団法人日本独文学会理事候補者選出規程

(2019年6月8日施行)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という。）の理事候補者の選出方法について定める。

(選出)

第2条 本会の理事候補者は、以下の第1号及び第2号の方法で選出する。

- (1) 本会正会員による選挙で選出される20名以内。
  - (2) 前号とは別に各支部及び部会から各1名選出される数名（以下「支部・部会選出理事」という。）。
- 2 支部・部会選出理事の選出方法は各支部及び部会で定める。

(選挙方法)

第3条 前条第1項第1号の理事候補者選出の選挙は、郵送投票による。

(選挙開催時期)

第4条 投票は、第2条第1項第1号により選出された現理事の任期満了前2ヶ月以内に行う。

(選挙権)

第5条 投票は、本会の正会員によって行われる。

(被選挙権)

第6条 第2条第1項第1号により選出される理事候補者選挙の被選挙権者は、当該投票に際して配布される本会会員名簿所載の正会員全員とする。

(運営)

第7条 投票は選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）が管理する。

- 2 管理委員会は現理事会の委嘱した委員11名によって組織する。
- 3 管理委員は互選によって委員長を定める。

(締切日)

第8条 投票締切日は20日以上前にこれを予告する。

- 2 投票期間は予告の日から投票締切日までとする。

(郵送物)

第9条 管理委員会は、投票用紙とこれを封入する小封筒およびそれらを郵送するための管理委員会宛大封筒を投票権者に郵送する。

- 2 投票権者は、選出したい被選挙権者の姓名を投票用紙に記入し、小封筒に封入の上、大封筒を用いて投票締切日当日までに必着するよう管理委員会に郵送しなければならない。不着または延着については、いかなる事由も斟酌されない。
- 3 投票は、すべて無記名、10名連記とする。

(開票)

第10条 開票は管理委員会が行う。

- 2 投票の有効無効は管理委員会が判定する。ただし、以下の各号のいずれか一に該当する投票は当該票を無効とする。
  - (1) 投票用紙を破損したり、ミシンの線から切り離したりしたもの。
  - (2) 大封筒に投票者の住所姓名を記載していないもの。
  - (3) 投票用紙に被選挙権者の姓名以外の事項を記載したもの。ただし同姓同名の被選挙権者を特定するための記載はこの限りでない。

3 1枚の投票用紙に同一人の姓名を2回以上記載した場合には、その中1票のみを有効とする。

(特例)

第11条 投票用紙に同姓同名の被選挙者を特定するための記載がないものは、記載があるものの票数の比で配分する。

2 最下位得票同数の者が2名以上あるときは、過去の理事当選回数の少ない順に当選者とする。

3 前項によっても差がつかないときは、年齢の若い順に当選者とする。

4 管理委員会は、前2項の定めるところにより当選しなかった者を含め、得票数の多い順に若干名の者を補欠当選者と決定する。

(当選者)

第12条 当選者および補欠当選者が確定したときは、管理委員会はその全員の名簿を現理事会に提出する。

2 すでに2期連続して理事に就任している当選者があるときは、現理事会が補欠当選者のうちより順次繰り上げにより充当して当選者を決定する。

3 現理事会は当選者全員につき総会にその姓名を提示して理事候補者として推薦する。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議による。